

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

## 三重国民年金 事案 428

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から54年3月まで  
昭和54年の夏に国民年金に加入し、当時同居していた母親に過去の未納分の国民年金保険料をまとめて渡し、納付に行ってもらった。母親が納付してきたと言ったのを聞いているので、申立期間の保険料は納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、当時同居していた申立人の母親及びその義姉も、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人家族の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金への加入手続を行ったとする時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期と符合している上、申立人の母親に聴取したところ、「息子に頼まれて、私が過去の未納分をまとめて納付しに行った。」と供述しており、当時、申立人と同居していた義姉も同様の供述をしていることから、申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>があると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

昭和 52 年度の国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、1 か月分だけは納付記録が見付かったが、申立期間は未納となっている。国民年金に任意加入して保険料を納めていたので、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である。

また、申立期間は、国民年金の任意加入期間であり、申立期間前後の任意加入期間については国民年金保険料をすべて現年度納付していることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿においては、昭和 52 年 4 月分の国民年金保険料の納付が確認できるが、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳においては、当該期間の納付記録が無いなど、行政側の記録管理に不適切な状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、申立期間のうち、61年7月から同年9月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで  
② 昭和61年7月から同年9月まで  
③ 昭和61年7月から62年1月まで(付加保険料)

申立期間①及び②については、3か月に一度、同じ集金人に、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間③については、昭和56年10月に自分から付加年金を申し込んだのに、付加保険料が納まっていないのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間①及び②の6か月を除いてすべて国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①は3か月と短期間である上、申立期間①の前後の保険料については、現年度納付されていることから、申立期間①の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料について集金人に付加保険料も併せて納付していたと主張しているところ、申立人の保険料の納付状況をみると、昭和56年10月以降申立期間②直前の61年6月まで国民年金保険料及び付加保険料が納められており、3か月ごとの定期的に納付されていることが記録されている上、その当時、申立人に生活環境の変化も無かったと考えられることから、申立期間②の保険料についても納付したと考えるのが自然で

ある。

一方、申立人は、申立期間③のうち、昭和 61 年 10 月分から 62 年 1 月までの分についても、国民年金保険料と併せて付加保険料も納付していたと主張しているが、付加保険料については、制度上、国民年金保険料の納付期限が過ぎた時点で納付できない上、61 年 10 月から 62 年 1 月までの保険料は平成元年 1 月に過年度納付されており、社会保険庁の記録に特に不自然な状況もうかがわれないことから判断すると、当該期間の付加保険料が納付されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立期間のうち、61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 25 日から 40 年 3 月 27 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 23 日から 47 年 9 月 3 日まで

58 歳時に送られてきた年金加入記録のお知らせには、A社における厚生年金保険加入期間は 90 か月である旨記載されていたが、記録漏れがあったので照会のはがきを送ったところ、今度は申立期間①（B社）及び②（A社）に係る脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。しかし、一時金をもらった覚えは無いので調査してほしい。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和 50 年 8 月 29 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を記載することとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間④に係る事業主は、申立人が昭和49年5月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年5月の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月15日から46年4月1日まで  
(A事業所)  
② 昭和46年8月26日から47年5月1日まで  
(B事業所)  
③ 昭和47年10月11日から49年4月28日まで  
(C事業所)  
④ 昭和49年5月6日から同年6月30日まで  
(D事業所)

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

昭和48年3月に長女が生まれたときに、何らかの保険に入っていたはずであり、分娩費を受けた記憶もある。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、D事業所において、申立人の厚生年金保険の加入記録は無いものの、社会保険事務所に保存されていた「被保険者原票」では、同社において申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和49年5月6日に取得し、同年6月30日に資格喪失した記録が確認でき、社会保険庁が被保険者原票の記録をオンライン記録に移行する処理を適切に行わなかったものとうかがわれ、申立人の当該期間の雇用保険の記録は同原票と一致し、勤務実態が確認できることから、申立人が同社において、厚生年金

保険被保険者の資格を 49 年 5 月 6 日に取得し、同年 6 月 30 日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 49 年 5 月の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における同月の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①については、当時の A 事業所の事業主の息子を通じて、当該事業主の妻から、申立人が同事業所で勤務していた旨の供述が得られたことから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたと推認できるが、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、同事業所における厚生年金保険料控除についての記憶も無い。

また、A 事業所は、サービス業（飲食店営業）であり、厚生年金保険の適用業種となっていないことから、厚生年金保険への加入義務は無い上、社会保険事務所の記録でも、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、A 事業所は廃業しており、当時の事業主も他界しているため、その息子を通じて当時の事業主の妻に照会したところ、同事業所については厚生年金保険の適用に係る届出を行っていないとの回答があった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、B 事業所における厚生年金保険料控除についての記憶も無く、勤務時期についての記憶も不明確である。

また、社会保険事務所の記録によると、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間③については、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い

い上、申立人は、C事業所における厚生年金保険料控除についての記憶も無い。

また、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、C事業所は昭和52年4月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、同社の整理監督員に照会したものの、「30年も前のことでありよく覚えておらず、当時の資料も無い。」との回答であり、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚4人のうち連絡先が分かった一人に照会したところ、「申立人についてはよく覚えていない。当時、C事業所では、厚生年金保険の適用について従業員ごとに取扱いを判断しており、従業員の中には加入しないとの意思を示す者もいた。」旨の回答があった。

また、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間③に被保険者であった5人のうち連絡先が分かった一人に照会したものの、申立人についての記憶は無いと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、昭和48年に申立人の娘が生まれた際に分娩費を受給した記憶があるため、申立期間③にC事業所の健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、申立人が当時居住していた市に照会したところ、48年当時、同市において助産費の支給制度があったと回答していることから、申立人は同市の助産費を受給したとも考えられる。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間及び 14 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで  
② 平成 14 年 4 月から同年 10 月まで

平成 19 年 8 月に、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間が免除承認期間であることの確認ができなかったとの回答をもらった。

申立期間①については、A 市で保険料の免除申請の手続を行い、申立期間②については、B 県 C 市に対して郵送されてきたはがきか申請用紙により免除申請の手続を行った。申立期間が免除期間ではなく、未納期間になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は A 市において国民年金保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているが、申立期間①当時の申立人の住所を確認したところ、申立人は平成 11 年 2 月から 12 年 2 月まで D 市に居住しているため、A 市では免除申請の手続を行うことはできない。

また、D 市を調査しても、申立人が D 市において申立期間①の免除申請の手続を行った形跡は無い上、申立人は D 市では手続した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②については、申立人は郵送により保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているが、申立人は手続を行った時期を明確に記憶していない上、平成 14 年度の免除申請を行う場合、平成 14 年 5 月までに手続を行い、同年 4 月から 15 年 6 月までが免除期間となる場所、社会保険庁及び B 県 C 市の記録をみると、申立期間②直後の 14 年 12 月に手続が行われ、

同年 11 月から 15 年 6 月までが免除期間となっており、通常、同一年度に二度の申請が行われることは考えられず、当該期間及びほかの期間の申請免除に係る記録を調査しても、免除申請日や処理日をはじめ、その記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったことを示す関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 432

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 55 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、実家の自営業でずっと店番をしていた私に代わって母親が納付してくれていた。母親が外出する際に「納めに行ってくるよ。」、帰宅時に「納めてきたよ。」と言っていたのを何度も聞いている。結婚するに当たって、母親から「年金は一応きちんとしてあるつもりだ。」と聞いており、10 年以上もの長い期間にわたって未納とされているのはおかしい。過去に保険料が納付されていない時期があったとしても、まとめて納めてくれたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間は 10 年余りと長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている記号番号は昭和 55 年 3 月に払い出されているが、申立人は当該手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。このため、当該記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認できることから、申立期間当時において保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料をまとめて納付したと

も主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は特例納付の実施期間中であったものの、申立人は申立人の母親がまとめて納付したとする金額、納付時期、納付場所等についての記憶も無い上、行政側の記録においても特例納付した形跡はみられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から7年12月までの期間及び8年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から7年12月まで  
② 平成8年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、会社に国民年金保険料の納付書を渡して納付するよう頼んでいた。しかし、会社が納付しなかったことが判明したため、母親に納付を依頼し、母親が郵便局で納めたはずである。

このため、申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の母親も他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間①直後の平成8年1月から同年3月までの保険料は時効直前の10年2月に納付されており、申立期間②直後の8年7月から9年3月までの保険料についても時効直前の10年7月及び同年8月に納付されていることから、申立期間①及び②については、それぞれ時効により納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 434

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から43年3月まで  
昭和38年12月に会社を退職したため、厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、その後、国民年金に未加入であるとの通知が送付されてきたので、夫と一緒に婦人会の役員を通じて国民年金に加入した。申立期間の保険料については、夫の分と一緒に納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金への加入手続等に関する具体的な記憶が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月に申立人の夫と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人には遡<sup>そきゅう</sup>及して納付した記憶は無い上、申立期間については申立人の夫も未納となっている。

加えて、市が保管している申立人及び申立人の夫の国民年金被保険者名簿に昭和49年9月24日に特例納付による催告を行った旨の記録があることから、その時点で申立期間の国民年金保険料が未納であったことが推認され、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 435

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から43年3月まで  
昭和38年6月に会社を退職したため、厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、その後、国民年金に未加入であるとの通知が送付されてきたので、妻と一緒に婦人会の役員を通じて国民年金に加入した。申立期間の保険料については、妻の分と一緒に納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金への加入手続等に関する具体的な記憶が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月に申立人の妻と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人には遡<sup>そきゅう</sup>及して納付した記憶は無い上、申立期間については申立人の妻も未納となっている。

加えて、市が保管している申立人及び申立人の妻の国民年金被保険者名簿に昭和49年9月24日に特例納付による催告を行った旨の記録があることから、その時点で申立期間の国民年金保険料が未納であったことが推認され、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 436

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 8 月までの期間のうちの 5 か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 8 月までの期間のうちの  
5 か月分

国民年金への加入手続については、誰が、いつ、どこで行ったか全く覚えていない。昭和 61 年 4 月ごろに、60 年 8 月から 61 年 8 月までの期間の全部又は一部を含む期間の保険料の納付書が届き、かなりの期間経過してから A 市役所本庁か B 支所において、5 か月分の保険料 3 万 5,000 円ぐらいをまとめて納付したので、当該期間のすべてが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、預金通帳等)は無い上、申立人は、国民年金への加入手続についての記憶も無く、具体的な保険料の納付期間及び納付時期についても記憶していない。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月ごろに、60 年 8 月から 61 年 8 月までの期間の全部又は一部を含む期間の保険料の納付書が届いたため、当該期間のうちの 5 か月分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 7 年 9 月以降に払い出されており、その時点で昭和 60 年 8 月から 61 年 8 月までの国民年金加入資格を遡<sup>そきゆう</sup>及して取得しているため、申立人が保険料の納付書を受領したとする当時は、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が送付されることは無く、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和 60 年 8 月から 61 年 8 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 12 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月まで

結婚した当時の昭和 63 年 11 月ごろに、国民年金保険料の未納分 10 万円ぐらいを請求するはがきが届いたため、妻がそのはがきを持って A 地区市民センターに行き、未納分をすべて現金で納付した。これで年金がもらえることを担当の女性に確認した記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人及び申立人の妻に聴取しても、納付した期間、納付場所等に関する記憶が不明確である。

また、申立人は、昭和 63 年 11 月ごろに国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、その時点では、申立期間①及び②のうち保険料の免除期間となっている 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間を除く期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする保険料額は、申立期間②のうち免除期間の保険料を追納した場合の保険料額と大きく相違している上、納付した場所についても、当初申立人は市の地区市民センターとしていたが、その後、農業協同組合か郵便局だったかもしれないと変遷するなど記憶も曖昧である上、このうち地区市民センター及び農業協同組合については、申立期間当時、どちらも保険料を追納した場合の国庫金の収納については取り扱っていなかったことが確認できた。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 3 月 23 日まで  
年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 44 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 4 月まで

昭和 38 年から 40 年までの A 社(現在は、B 社。以下同じ。) C 支店における厚生年金保険加入記録を照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受け取った。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号 4,813 番(昭和 38 年 2 月 1 日資格取得)から 8,461 番(昭和 40 年 8 月 4 日資格取得)までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「当時、おそらく全国で約 200 ないし 250 の支店があったと思うが、社会保険関係手続は本社が一括して行っていた。また、厚生年金保険に加入していた従業員については手書きの台帳が残っているが、同台帳において申立人の氏名は見付からなかった。」旨の回答があった。

加えて、申立人は上司二人の名字を記憶しているため、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調査したところ、申立人が覚えている名字と同じ被保険者が計 11 人確認できたが、連絡先が分かった 4 人に照会したところ、一人は病气療養中で話を聞くことができず、残る 3 人は、①いずれも申立人が勤務していたと主張する C 支店勤務で

はなかった上、②このうち一人は「何の資格かは覚えていないが、資格を取ってから厚生年金保険加入に係る手続きを行ってもらった。これは会社の方針であると思う。」と回答していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者記録（事業所整理記号検索）において氏名が検索できた被保険者323人の中で昭和38年4月から40年3月までの期間に被保険者資格を取得した22人のうち、他界している又は連絡先が不明である16人を除く6人に照会したところ、いずれもC支店勤務ではなく、同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等も得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

父親の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間において厚生年金保険被保険者の記録が無い旨の回答を受けた。申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いが、父親は申立期間も含め昭和 32 年 2 月 1 日から 42 年 6 月 13 日まで途切れることなく A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は平成 13 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在は判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和 31 年 2 月 5 日から 40 年 6 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得した 35 人 (申立人が記憶している同僚一人を含む。)のうち連絡先が分かった 16 人に照会したところ、①申立人が同社で勤務していたと回答した者が 5 人いたが、いずれも勤務時期は特定できないとしており、

申立人が申立期間に勤務していた旨の供述は得られなかった上、②入社時期に係る記憶が不明確な5人を除く11人は、すべて本人が記憶している入社時期の約2か月後から4年6か月後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 12 日から 46 年 10 月 4 日まで

A事業所の厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、昭和 46 年 10 月 5 日資格取得、昭和 47 年 9 月 9 日資格喪失との回答が来た。入社してすぐに健康保険証をもらったという記憶は無いが、歯科医で使った記憶があり、最初から厚生年金保険料を給与天引きされていた記憶もある。ただし、厚生年金保険被保険者証を持って来いと言われた記憶は無い。同社で一緒に勤務していた妻の厚生年金保険被保険者記録によると、44 年 10 月 1 日資格取得、45 年 8 月 1 日資格喪失となっており、妻の方が後に入社したのに、私の資格取得時期が 46 年 10 月とされているのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る雇用保険加入記録によると、昭和 42 年 10 月 2 日資格取得、43 年 1 月 30 日離職、44 年 9 月 1 日に再度資格取得、47 年 9 月 8 日離職となっていることから、申立人が申立期間のうち 42 年 10 月 2 日から 43 年 1 月 30 日までの期間及び 44 年 9 月 1 日以降の期間に同事業所で勤務していたことが確認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、A事業所は昭和 59 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立

人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた申立人の弟二人及び妻のうち、申立人の弟の一人は他界しており、他の弟一人は連絡が取れなかったが、①連絡が取れた申立人の妻については、本人が記憶している入社時期に幅があるため、入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していることを確認できなかった上、②申立人は、申立人の弟二人の入社時期は異なっていると主張しているが、社会保険庁の記録によると、二人の資格取得日は同じであることから、少なくとも申立人の弟のうち一人は、入社時には資格取得していないものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている健康保険番号 xxx 番（昭和 42 年 4 月 12 日資格取得）から yyy 番（昭和 48 年 7 月 2 日資格取得）までの被保険者の中で、連絡先が分かった 9 人に照会したところ、病気等のため聴取できなかった 4 人を除く 5 人のうち、3 人は入社時に被保険者資格を取得したと供述しているが、残る二人は入社時には資格取得しなかったと供述している上、この二人の中の一人は、入社後のある時期に同僚 12 人又は 13 人と一緒に資格取得したと供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（申立期間①当時は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 12 月から 19 年 1 月まで  
② 昭和 20 年 12 月から 22 年 4 月まで

父親は平成 18 年 8 月に他界し、厚生年金保険加入について何も聞くことはできないが、唯一参考になる資料として、家の中を整理していた時に見付けた A 社（現在は B 社。以下同じ。）の名刺の束と、父親が生前に提出した C 社に勤めていたことが記載されている社会保険事務所への期間照会の書類がある。申立期間①及び②についてこれら 2 社に勤務していたと考えられるため、確証は無いが、2 社とも株式会社であり、厚生年金保険に加入していた可能性が高いのではないかと思うので調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 19 年 6 月 1 日であり、申立期間①については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号 1 番から 72 番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和 19 年 6 月 1 日以降となっており、申立人の氏名も無い。

加えて、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚

生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料を処分したため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は他界しており、同僚については不明であるため、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち7人（資格取得日が昭和19年6月1日である者）について調査したところ、6人は既に他界しており、残る一人に照会した結果、「申立人については、記憶に無い。」との回答があった。

- 2 申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、同社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は他界しており、C社の事業主等や同僚は不明であるため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかった。

- 3 このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 6 月 5 日まで  
② 昭和 45 年 12 月 12 日から 46 年 6 月 15 日まで  
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 12 月まで

申立期間①及び②に勤務していたA社は運送会社で、B市のC社やD社の下請業務を行っていた。私は、新聞広告を見てA社に入社し、運転手として働いていた。入社した当時の従業員は私一人であったが、だんだんと増えていき、11人ぐらいになった。当時、会社の向かいにあったアパートに住んでいた。健康保険証についての記憶は無い。同社を退職する時に、事業主の妻がオレンジ色の手帳を渡してくれたが、中身については覚えていない。給与は1日700円で月に30日働き、2万1,000円を毎月もらっていた。給与から宿泊費、税金、保険料等が引かれていた感覚は無い。同僚としてE氏、F氏、G氏がいた。

H社には2年ぐらい勤務していたので、昭和56年4月1日に退職したということは無く、申立期間③にも勤めていた。I市のJダムで働いていた。退職する時に健康保健証を事務員に返した記憶がある。同僚にはK氏、L氏がいた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、A社がB市にあったと主張しているところ、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録により、B市に「A社」という名称の事業所が2事業所あったことが確認できたため、これら2事業所について、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人の氏名、申立人が記憶している同僚3人、当時の事業

主及びその妻のいずれの記録も無いことから、両事業所共に、申立人が申立期間①及び②に勤務していたと主張する事業所ではないと考えられる。このほかには、A社は、社会保険事務所の記録によると、B市において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、法務局に照会しても、B市においてA社に係る法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、A社はC社及びD社の下請業務を行っていたと主張しているため、両社に照会したところ、いずれも「古い話で詳しくは分からないが、A社は当社の下請会社ではなかった。」との回答があり、申立人の主張に不合理な点がみられる。

また、申立人は、A社の事業主や同僚の氏名を記憶していたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

- 2 申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてH社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった上、同社の従業員から、「当時の従業員の中には、給料が減ることなどから厚生年金保険に加入することを嫌がる人もあった。」旨の回答があった。

さらに、①申立人は同僚二人の名字を記憶しているため、社会保険事務所が保管しているH社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により調査したところ、申立人が覚えている名字と同じ被保険者を計4人確認できたが、いずれも他界している又は連絡先が不明であることなどから連絡が取れなかった上、②社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者記録に記載されている昭和55年10月（申立人の被保険者資格取得月）又は56年4月1日から58年5月6日までの期間に資格を取得した57人のうち連絡先が分かった一人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

- 3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から 30 年 3 月まで  
② 昭和 31 年 4 月から 34 年まで  
③ 昭和 34 年から 35 年まで  
④ 昭和 35 年から同年 4 月まで

社会保険事務所に A 事業所、B 事業所（現在は、合資会社 B。以下同じ。）、C 事業所及び D 事業所における厚生年金保険加入期間を照会したところ、申立期間①（A 事業所）、②（B 事業所）、③（C 事業所）及び④（D 事業所）について加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、A 事業所は既に廃業しているため、E 県自動車整備振興会に照会したところ、「A 事業所は、申立期間①当時存在しており、個人事業所であった。また、当会が保存している資料には、同社の従業員 5 人の氏名が記載されているが、申立人の氏名は無い。」旨の回答があった上、同会から当時の A 事業所の事業主の氏名等を聴取したものの、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している A 事業所の同僚（一人）に照会を試みたものの、入院中のため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはで

きなかった。

- 2 申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和33年6月1日であり、申立期間②のうち同年5月31日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号1番から9番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和33年6月1日以降となっており、申立人の氏名も無い。

加えて、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について合資会社Bに照会したところ、事業主は高齢のため話を聞くことができず、事業主の妻からは「5、6年前から営業していない。当時の記録は残っておらず、申立人については記憶に無い。」旨の回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人はB事業所の同僚の氏名等を覚えていない上、上記の同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている健康保険整理番号1番から8番までの被保険者（昭和33年6月1日から34年6月1日までの期間に資格取得）のうち、連絡先が分かった一人（昭和33年6月1日に資格取得）に照会したところ、申立人についての記憶は無いと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

- 3 申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、C事業所は昭和40年12月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人はC事業所の同僚の氏名を記憶していたものの、連絡先が不明である上、上記の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間③又はその前後の期間に被保険者であった者のうち連絡先が分かった二人（いずれも申立期間③においては被保険者ではない。）に照会したところ、入社時期や当時の勤務実態等についての記憶は不明確である旨

の回答があり、厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

- 4 申立人が申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和36年2月1日であり、申立期間④については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号1番から10番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和36年2月1日以降となっており、申立人及び申立人が記憶している同僚（一人）の氏名も無い。

加えて、D事業所は昭和50年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査を行い、連絡先が分かった当時の役員一人に照会したところ、経営にかかわっていなかったため何も分からない旨の回答があり、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している上記の同僚の連絡先は不明である上、上記のD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている健康保険整理番号1番から8番までの被保険者（昭和36年2月1日に資格取得）のうち連絡先が分かった一人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

- 5 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。